スタート

令和７年１月１日現在相模原市に住んでいる

はい

いいえ

相模原市への申告の必要はありません。１月１日に住んでいた市区町村で申告してください。

令和６年１月～12月にどんな収入がありましたか？

- 主に年金所得（遺族年金・障害年金は含まない）
  - 年金収入の額が４００万円以下
    - 他の所得がない
      - 追加する所得控除がない ①
      - 追加する所得控除がある ②
    - 他の所得が２０万円以下 ②
    - 他の所得が２０万円を超える ③
  - 年金収入の額が４００万円を超える ③
- 主に給与所得
  - １か所からの給与収入のみで → 年末調整しており → 年末調整の内容に変更がない
    - 他の所得がない ①
    - 他の所得が２０万円以下 ②
    - 他の所得が２０万円を超える ③
  - 次のような場合 ③
    - ◆ ２か所以上から給与の支払いを受けた
    - ◆ 年末調整の内容に変更がある
    - ◆ 新規に住宅借入金等特別控除を受ける
    - ◆ 年末調整が済んでいない
    - ◆ 医療費控除がある
    - ◆ 給与収入が２千万円を超える
- 営業･農業･不動産･雑･一時所得などがある人
  - 所得金額（収入－経費）より所得控除額が多い ②
  - 所得金額（収入－経費）より所得控除額が少ない ③
- 非課税所得のみ（遺族年金・障害年金・失業給付金など）か、収入なし
  - 市内に在住する親族の税金上の扶養になっている ①
  - 誰の税金上の扶養にもなっていない または　市外在住の親族に扶養されている ②

**①　申告不要**

市民税・県民税の申告、所得税の確定申告の必要はありません。
※令和７年度の市民税・県民税は給与支払報告書、公的年金支払報告書に基づいて計算されます。

**②　市・県民税申告**

市民税・県民税の申告をする必要があります。
※所得税の還付を受ける場合は、確定申告が必要です。

**③　確定申告**

所得税の確定申告をする必要があります。

※令和７年１月１日に相模原市に住んでいないが、住民票がある場合、その旨の市民税・県民税申告を提出してください。

○この表は目安であり、ご自身の状況によって、適切な申告方法が異なることがあります。